

2025年度
入学料・前期分授業料免除等申請要項
【学部新入生用(日本人)】

各制度申請時にご提供いただいた情報については、奈良女子大学授業料免除等業務のために利用され、その他の目的には利用されません。

問い合わせ先

奈良女子大学学生生活課学生支援係 [F棟1階]

TEL : 0742 - 20 - 3258、3550

FAX : 0742 - 20 - 3370

Mail : syougakuenjyo@cc.nara-wu.ac.jp



～目次～

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 修学支援 新制度 </div>	}	修学支援新制度について	・・・P.2
		入学料免除申請について	・・・P.7
		2025年度前期分授業料免除申請について	・・・P.8
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 大学独自 制度 </div>		入学料徴収猶予申請について	・・・P.10

※入学手続き時に大学に申請が必要な修学支援(経済支援)制度一覧

制度名	概要	申請時期
入学料免除 (修学支援新制度)	入学料の全額又は一部を免除	入学手続き時
授業料免除 (修学支援新制度)	授業料の全額又は一部を免除	入学手続き時
～以下は、修学支援新制度への申込の有無に関わらず申請することができます～		
入学料徴収猶予 (大学独自制度)	入学料の納入を一定期間猶予	入学手続き時

※各制度に申請しても必ず免除や徴収猶予等が認められるわけではありません。

※入学料・授業料の免除や徴収猶予等を申請される場合、入学料及び授業料は納付しないでください。

【修学支援新制度】

給付奨学金

+

入学料・授業料減免

修学支援新制度について【制度概要】

1. 修学支援新制度の概要

日本人学部学生を対象とした入学料免除及び授業料免除に関しては、全国統一基準による修学支援新制度により実施されることとなります。当該新制度は、日本学生支援機構による給付奨学金の支給と大学による入学料・授業料の免除が同時に受けられるもので、支援対象に一度選定されると認定の取消や停止に該当しない限り大学卒業まで次表に記載する支援を受けることができます。支援対象学生は、以下の「2. 学力基準」、「3. 家計基準」、「4. その他の基準」を基に選考されます。

区分	入学料減免額	授業料減免額(半期)	給付奨学金(月額)	
			自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	満額免除(282,000円)	満額免除(267,900円)	29,200円	66,700円
第Ⅱ区分	2/3免除(188,000円)	2/3免除(178,600円)	19,500円	44,500円
第Ⅲ区分	1/3免除(94,000円)	1/3免除(89,300円)	9,800円	22,300円
第Ⅳ区分 (多子世帯に限る)	1/4免除(70,500円)	1/4免除(67,000円)	7,300円	16,700円

2. 学力基準

1回生	次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等の評定平均値が3.5以上であること ・入学試験の成績が上位2分の1以上であること ・高校卒業程度認定試験の合格者であること ・学修計画書により学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること
3年次編入生	次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・前大学または高等専門学校の学業成績を本学成績とみなし、GPA等が上位2分の1以上であること。 ・標準単位数以上を修得し、学修計画書により学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※標準単位数とは「卒業必要単位数÷修業年限×申請者の在籍年数」で計算し、3年次編入生の場合は編入前に62単位を修得していることを要する。

3. 家計基準

①収入に関する基準

学生等及びその生計維持者(原則、父母。詳細は6ページを参照)のそれぞれについて以下の算式により算出した額を合算した額(減免額算定基準額)が下表のいずれかの区分に該当すること。

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%-(調整控除の額+税額調整額)

区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
減免額 算定基準額	100円未満	100円以上～ 25,600円未満	25,600円以上～ 51,300円未満	51,300円以上～ 154,500円未満

※ 詳しくは、下記の日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」にご自身及び生計維持者の年収等を入力することで確認することができます。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>



②資産に関する基準

学生等及び生計維持者の保有する資産(次表参照)の合計額が、以下の基準額に該当すること。

【2024年度基準額】 生計維持者が2人の場合 : 2,000万円未満

生計維持者が1人の場合 : 1,250万円未満

※ 2025年度は、生計維持者の数に関わらず5,000万円未満に変更される予定です。

資産	資産の内容
現金	金融機関に預入していない現金の蓄え (仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む)
預貯金	普通預金、定期預金等 ※(貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。ただし、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上する。)
有価証券	株式、国債、社債、地方債等
投資信託	—
貴金属	投資用資産として保有する金・銀等 (宝石(指輪等)は含まない。)

4. その他の基準

①国籍・在留資格等に関する要件

次のいずれかに該当すること。

- ・日本国籍を有する者
- ・特別永住者として本邦に在留する者
- ・永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ・定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で、将来永住する意思を有する者
- ・家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者で、「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業(修了)していること」又は、「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、日本に定着して就労する意思を有する者

②大学等に進学するまでの期間等に関する要件

次のいずれかに該当すること。

- ・高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ・高等学校卒業程度認定試験合格者については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者であって、合格した年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ・「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに大学等へ入学した者

5. 支援の継続及び適格認定について

支援対象者に認定された者は、各期に継続手続きを行うことで大学卒業(標準修業年限内)まで支援が継続します。手続きの時期等については、大学 HP や学内掲示版等でお知らせします。

また、適切な支援を実施するために、年間数回家計状況及び学業成績の確認(適格認定)を行い、その結果に基づいて支援区分の変更、支援の停止、認定の取消等を行います。

※継続手続きの無い場合、当該期以降の支援を受けることができなくなりますのでご注意ください。

【適格認定について】

- ①学業成績について：毎年学年末に1年間の学業成績を確認し、翌4月分の支援から反映する。
- ②収入及び資産状況について：毎年9月までに最新の家計状況を確認し、10月から支援区分の変更または効力の停止等を行う。

6. 認定の取消、効力の停止等について

支援を受けている者が懲戒による退学や停学となった場合や休学等により学籍に変更が生じた場合、在留資格に変更が生じた場合等は、以下のとおり認定の効力が変更されます。詳細については学生生活課学生支援係までお問い合わせください。

効力の変更	内容
認定の取消	処分日の属する学年の初日に遡って認定の効力を失う
効力の停止	一定期間支援を停止し、停止事由がなくなれば支援を再開する

7. 各種変更手続きについて

支援継続中に以下の事情が生じた場合、変更の届出が必要になりますので、学生生活課学生支援係までご連絡ください。なお、給付奨学金受給中における各種手続きはこの限りではありません。

- ①休学する時
- ②国籍・在留資格が変更になった時
- ③生計維持者が変更になった時
- ④授業料等の減免を受ける理由がなくなった時(一時的に支援を停止したい時)
- ⑤上記で停止していた支援を再開したい時

8. 家計急変による申請について

家計基準を満たしていない場合でも、特定の理由によって家計が急変し住民税情報に反映される前に支援を必要とする場合、事由発生から3ヶ月以内に申請を受け付け(※)、急変後の所得見込が要件を満たしていれば、支援対象に認定されることがあります(事由発生から4ヶ月目以降)。ただし、家計急変による申請においても、学力基準、資産に関する基準、その他の基準は満たしている必要があります。なお、家計急変により支援対象に認定されると、適切な支援を行うため3ヶ月毎に収入等の状況を確認します。

※新入生は、入学前々年1月以降に家計が急変した場合に限り、入学後3ヶ月以内に申請を受け付けます。

【家計急変による申請が可能となる事由】

- ・生計維持者の一方又は両方が死亡
- ・生計維持者の一方又は両方が事故又は病気により、半年以上、就労が困難
- ・生計維持者の一方又は両方が失職(非自発的失業の場合に限る。詳細は6ページを参照)
- ・生計維持者が震災、火災、風水害等に被災したことで、上記のいずれかに該当する、または生計維持者の一方又は両方が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生
- ・本人が父母等による暴力等から避難するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった

9. 給付奨学金について

修学支援新制度の支援対象に選定されると、入学料・授業料の減免と同時に給付奨学金の支給を受けることができます。給付奨学金は日本学生支援機構が主体となって実施することになりますが、手続きの多くは大学を通して行うことになります。必要な手続きについては、適宜大学HPや学内掲示板等でお知らせします。

なお、修学支援新制度では、給付奨学金の支給と授業料等減免の実施主体が異なっているため、支援継続の手続きや休学等の学籍異動に関する手続きもそれぞれ行っていただく場合があります。

10. 令和7年度からの多子世帯の学生に対する入学料・授業料の無償化等について

令和7年度から多子世帯の学生については、所得の制限なく、大学の授業料・入学金を国が定める一定額まで無償とすることとされています。現在、扶養する子どもが3人以上の世帯は、本制度の対象となる可能性があります。なお、制度の概要及び申請方法等については、下記の文部科学省のホームページで詳細をご確認ください。

高等教育の修学支援新制度：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

11. 参考事項

【生計維持者について】

学生等の「生計を維持する者」に該当する者については、以下を参考にしてください。

i) 父母がいる場合 …… 収入の有無等を問わず、父母共に生計維持者となる。

ひとり親の場合は、父又は母が生計維持者となる。

※父が単身赴任(海外への赴任含む)をしている場合、学生本人が実家を離れて生活している場合など、生活を共にしていなくても、生計維持者は原則として父母となる。

※父母が離婚調停中の場合、原則として父母ともに生計維持者となるが、一方と同一生計であると認められない事由があれば、どちらか1名が生計維持者となる。

※父母が離婚し、父(又は母)とその再婚相手と共に生活している場合、養子縁組を行っていない場合でも、生計維持者は父(又は母)とその配偶者となる。ただし、学生本人がその配偶者と養子縁組を行っていない場合の「親権者」は、父(又は母)の1人となる。

ii) 父母がいない場合 …… 父母に代わって生計を維持している者がいる場合は、その者が生計維持者となる(学費や生活費を支援している叔父等)。該当者がいない場合は、学生等本人が生計維持者となる。

※父母以外を生計維持者とする場合には、生計維持者は該当する1名となる。

iii) 社会的養護を必要とする者 …… 父母の有無を問わず、学生等本人が生計維持者となる。

【家計急変による申請における非自発的失業について】

家計急変による申請における非自発的失業とは、雇用保険被保険者離職票(又は雇用保険受給資格者証)において、下記の離職事由に該当することを言います。これに該当しないときは、家計急変による授業料免除等に申請することはできません。

○非自発的失業に該当する場合

・解雇(3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む)
・天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
・雇い止めによる解雇(期間の定めのある雇用契約(1年未満)を3年以上繰り返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき)
・倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
・期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者(その者が更新を希望したにも関わらず、更新できなかった場合)
・事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
・事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
・正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12カ月以上)
・正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12カ月未満)

入学料免除申請について(修学支援新制度)

1. 入学料免除の申請対象者

原則として日本学生支援機構の給付奨学金に申し込んでいる者(2025年4月申込予定者含む)が対象です。ただし、併給制限のある他の奨学金を利用している場合に限り、給付奨学金に申し込まず入学料免除のみ申請することも可能です。その場合は事前に学生生活課学生支援係にご相談ください。

なお、修学支援新制度の選考基準にかかわらず、入学前1年以内に学資負担者が死亡、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより入学料の納付が著しく困難な者は、免除の対象となる場合があります。手続きをご案内しますので、学生生活課学生支援係までご連絡ください。

2. 選考基準

原則として、全国統一的に定められた「学力基準」「家計基準」「その他の基準」を基に選考します。詳しくは、修学支援新制度の各基準を参照してください。

3. 申請書類等

「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式1)」にご記入の上、ご提出ください。この申請書は入学料免除と授業料免除の申請を兼ねています。

また、高校等在学時に給付奨学金(予約採用)に申し込み、採用候補者となっている場合は、「採用候補者決定通知書」の写しもあわせてご提出ください。なお、「採用候補者決定通知書」の原本は入学後所定の期間に提出してください。

4. 申請受付日及び申請窓口

申請は入学手続きと同時に行ってください。

合格時に送付する「入学手続きについて(重要)」及び「Web 入学手続きシステムにおける案内」を参照の上、他の入学手続き必要書類と一緒に下記の期間内に郵送してください。

なお、申請に必要な各種様式はWeb 入学手続きシステムからダウンロードの上、ご利用ください。

《申請受付期間》 入学手続き期限と同様

※いかなる理由があっても、申請受付期間以降の申請は受理しません。

※記載内容及び提出書類に虚偽の事実が判明した場合は、免除決定後であっても免除の許可を取り消し、入学料を納付していただきます。



入学手続きについては必ず入試課の案内を参照してください。

5. 選考結果の通知

5月下旬から6月上旬(4月に給付奨学金に申し込む予定の者は給付奨学金の採用時)に通知します。

なお、家計急変による申請者はこの限りではありません。

6. 申請後の入学料

申請後は選考結果が通知されるまで徴収が猶予されますので入学料は納付しないでください。

選考の結果、全額免除とならなかった場合は、結果通知に同封している書類に従って大学が定める日までに納付してください。定められた期限までに入学料が納付されなければ除籍となります。なお、入学料徴収猶予を申請し許可された場合、2025年8月末日まで入学料の支払いが猶予されます。入学料免除の申請だけでは入学料徴収猶予を申請したことにはなりませんので、入学料徴収猶予を受けたい場合は、10ページをご確認の上、必要な書類をご提出ください。

2025年度前期分授業料免除申請について(修学支援新制度)

1. 授業料免除の申請対象者

原則として日本学生支援機構の給付奨学金に申し込んでいる者(2025年4月申込予定者含む)が対象です。ただし、併給制限のある他の奨学金を利用している場合に限り、給付奨学金に申し込まず授業料免除のみ申請することも可能です。

また、選考基準のうち「4. その他の基準 ②大学等に進学するまでの期間等に関する要件」のみを満たしていない者については、他の要件を全て満たしている場合に限り授業料免除の申請対象者として認めます。

なお、修学支援新制度の選考基準にかかわらず、入学前1年以内に学資負担者が死亡、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより授業料の納付が著しく困難な者は、免除の対象となる場合があります。これらの場合は学生生活課学生支援係までご相談ください。

2. 選考基準

原則として、全国統一的に定められた「学力基準」、「家計基準」、「その他の基準」を基に選考します。詳しくは修学支援新制度の各基準を参照してください。

3. 申請書類等

「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式1)」に必要事項をご記入の上、ご提出ください。申請書は入学料免除と授業料免除の申請を兼ねています。

高校等在学時に給付奨学金(予約採用)に申し込み、採用候補者となっている場合は、「採用候補者決定通知書」の写しもあわせてご提出ください。なお、「採用候補者決定通知書」の原本は入学後所定の期間に提出してください。

家計急変による申請者等は別途必要な書類がありますので、学生生活課学生支援係までご相談ください。

4. 申請受付日及び申請窓口(入学料免除と同じ)

申請は入学手続きと同時に行ってください。

合格時に送付する「入学手続きについて(重要)」及び「Web 入学手続きシステムにおける案内」を参照の上、他の入学手続き必要書類と一緒に下記の期間内に郵送してください。

《申請受付期間》 入学手続き期限と同様

【注意事項】

※いかなる理由があっても、申請受付期間以降の申請は受理しません。

※記載内容及び提出書類に虚偽の事実が判明した場合は、免除決定後であっても免除の許可を取り消し、授業料を納付していただきます。



入学手続きについては必ず入試課の案内を参照してください。

5. 選考結果の通知

5月下旬～6月上旬(4月に給付奨学金に申し込む予定の者は給付奨学金採用時)に通知します。

なお、家計急変による申請者はこの限りではありません。

6. 申請後の授業料

申請後は原則2025年8月末日まで授業料の支払いが猶予されますので授業料は納付しないでください。選考の結果、全額免除とならなかった場合は、結果通知に同封している書類に従って大学が定める日までに納付してください。

【大学独自制度】

入学料徴収猶予申請について(大学独自制度)

1. 徴収猶予の申請対象者

- ① 経済的理由により納付期限までに入学料・授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀であると認められる者(下記「2. 学力基準」及び「3. 家計基準」を基に選考します。)
- ② 入学前1年以内に本人の学資を主として負担している者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料・授業料の納付が著しく困難であると認められる者(下記「3. 家計基準」を基に選考します。)

2. 学力基準

学力基準は、原則として以下のとおりです。

	入学料徴収猶予	【参考】 授業料徴収猶予(※2)
新入生	高等学校の調査書等における評定平均値が <u>3.2以上</u> の者	高等学校の調査書等における評定平均値が <u>3.5以上</u> の者
3年次編入生	前大学または高等専門学校の学業成績を本学成績とみなし、学力平均値(※1)が <u>1.8以上</u> の者	前大学または高等専門学校の学業成績を本学成績とみなし、学力平均値が <u>1.95以上</u> の者

(※1) 学力平均値とは、S・Aの修得単位数×3、Bの修得単位数×2、Cの修得単位数×1として換算した値を総修得単位数で割った平均値(小数点第3位切捨て)のことをいいます。なお、卒業要件科目以外の単位数は含みません。

(※2) 一人親世帯、生活保護受給世帯等経済的困窮度が著しく高い特別の事情がある者についての学力基準は、学部1回生は評定平均値が 3.2以上、3年次編入生は学業成績の学力平均値が 1.75以上の者とします。

3. 家計基準

本人を除く世帯の前年総収入が概ね以下の上限を超えないこと。ただし、年収が下記を超えている場合でも、就学者・障害者・長期療養者がいる等の家庭状況によって徴収猶予が許可される場合があります。(単位:万円)

世帯人数	通学区分	学部	
		給与(給与・年金収入等)	給与以外(自営・その他一時所得等)
2人	自宅	328	168
	自宅外	391	212
3人	自宅	360	190
	自宅外	422	234
4人	自宅	378	203
	自宅外	441	247
5人	自宅	398	217
	自宅外	461	261

4. 申請書類等

入学料徴収猶予を申請する者：「入学料徴収猶予願書」及び「前大学の成績証明書」(3年次編入者のみ)

※3年次編入生で、前大学の成績証明書をすでに他の修学支援新制度(授業料免除等)において提出されている場合には、改めてご提出いただく必要はありません。

5. 申請受付日及び申請窓口(入学料・授業料免除と同じ)

申請は入学手続と同時に行ってください。

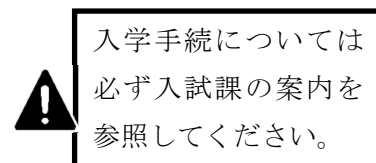
合格時に送付する「入学手続について(重要)」及び「Web 入学手続システムにおける案内」を参照の上、他の入学手続必要書類と一緒に下記の期間内に郵送してください。

《申請受付期間》 入学手続期限と同様

【注意事項】

※いかなる理由があっても、申請受付期間以降の申請は受理しません。

※記載内容及び提出書類に虚偽の事実が判明した場合は、徴収猶予決定後であっても徴収猶予の許可を取り消し、入学料・授業料を納付していただきます。



6. 選考結果の通知

以下のとおり通知します。

		入学料徴収猶予
修学支援新制度における入学料・授業料免除を申請している者(4月申請予定者を除く)		入学料免除の結果と併せて通知 (5月下旬~6月上旬)
上記に申請していない者	4月に申請予定の者	入学料免除の結果と併せて通知 (6月下旬~7月上旬)
	徴収猶予のみ申請した者	郵送により通知 (5月下旬頃)

※結果を通知する準備ができましたら、その旨を掲示板等でお知らせします。

7. 申請後の入学料及び授業料

申請後は選考結果が通知されるまで徴収が猶予されますので入学料は納付しないでください。

また、徴収猶予が許可された場合、2025年8月末日まで入学料の支払いが猶予されます。選考結果通知後は、選考結果に同封している書類に従って大学が定める日までに納付してください。

8. その他の大学独自制度について

入学料徴収猶予以外の大学独自支援として、授業料徴収猶予または月割分納等の制度が設けられています。いずれも申請は入学後の4月初旬頃となります。詳細は大学HPに掲載しておりますので、必要に応じてご確認ください。

掲載場所:<https://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/scholarship/exemption/>